

平成30年8月23日

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所

五ヶ瀬川の樹木採取希望者を公募します！

～採取した樹木は営利目的でも使用できます～

国土交通省延岡河川国道事務所では、五ヶ瀬川、大瀬川で将来伐採の必要が生じてくる可能性のある樹木を採取する方を公募します。

伐採した樹木は、加工製品やバイオマスなど販売・使用することも可能です。

注意：本公募で採用になった方は、採取前までに河川法（第25条）の許可申請手続きを行って頂きます。

公募について

河川区域内の樹木はときおり繁茂し過ぎて河川管理の支障となる場合があります。国土交通省では、そうした場所の樹木については伐採を行いながら河川の良い維持管理を行っております。しかしながら伐採に多くの費用を要することから、今回、樹木伐採が将来必要となる可能性のある場所での伐採者公募を行い、伐採費用の縮減と伐採された樹木が有効利用されることを期待しています。

地域で樹木を必要とされている方と河川管理者である国との協同事業として採取の希望者を公募します。

詳細は、[延岡河川国道事務所ホームページ「延岡河川国道事務所管内河川区域内敷樹木採取公募 募集要項」](#)で確認して下さい。

【公募期間】：平成30年8月23日から平成31年3月29日まで
（伐採予定期間：平成30年11月1日から平成31年5月31日）

【公募方法及び応募用紙入手方法】

延岡河川国道事務所ホームページ又は担当窓口への問い合わせ

○延岡河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/>

○担当窓口

延岡河川国道河川事務所 河川管理課

TEL: 0982-31-1167

FAX: 0982-33-6907

延岡出張所

TEL: 0982-21-2955

FAX: 0982-21-2300

【採取場所及び採取規模】

延岡市松山町地先 (五ヶ瀬川)

延岡市西階町3丁目地先 (大瀬川)

(別紙-1を参照。対象規模等を記載)

※申請時期により希望される伐採面積を確保できない場合がありますのでご了承ください。

※伐採の経過等状況につきましては、事務所HPにてお知らせいたします。

個人の方でも採取可能です。

詳細については事務所担当窓口へお問い合わせ下さい。

【記者発表に関する問い合わせ先】

〒882-0803 住 所：延岡市大貫町1丁目2889

TEL：0982-31-1167

FAX：0982-33-6907

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所

河川管理課長 吉山 学

【 延岡河川国道事務所管内河川区域内樹木採取公募 募集要項 】

平成 30 年 8 月 23 日

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所長

次のとおり、「延岡河川国道事務所管内河川区域内樹木採取公募」に係る採取者を募集します。

1. 公募の概要

- (1) 名 称：宮崎河川国道事務所管内の河川区域内樹木採取に伴う公募
- (2) 公募期間：平成 30 年 8 月 23 日から平成 31 年 3 月 29 日まで
- (3) 場 所：国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所
直轄河川管理区間 五ヶ瀬川・大瀬川の河川区域
(【 別紙－ 1 】 延岡河川国道事務所管内河川区域内樹木採取公募箇所の
とおり)
- (4) 採取期間：平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで
- (5) 公募内容：上記(3)場所での雑木・竹伐採及び搬出
- (6) 採取区域：【 別紙－ 1 】 延岡河川国道事務所管内河川区域内樹木採取公募箇所のと
おり。
※申請時期により希望される採取区域を確保できない場合がありますので
ご了承ください。

(7) 公募理由

河川の産出物の採取については、河川法(昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」とい
う。) 第 25 条の河川区域内の土地における土石その他の河川の産出物の採取の許可
に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)
第 15 条第 1 項に規定する竹木(以下「樹木」という。) あし及びかや等を対象に規定
されています。

河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、刈草
や伐木した樹木については、飼料、農業資材、燃料、ほだ木等に利用されるなど地域
にとって有用な材となることから、樹木、芝草及び雑草(以下「樹木」という。) に限
定し、さらなる有効活用の促進から民間の許可受け者と河川管理者が除草や伐採等

の工程を分担し取り組み試行を公募するものです。

2. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ② 公募期間中において、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- ③ 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ④ 直近 1 年間の税を滞納している者ではないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除申請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

3. 応募方法

応募様式(様式ー 1) を下記受付期間内に下記方法にて提出すること。

提出方法：郵送(簡易書留等記録の残るものに限る。)又は持参による。

提出先：国土交通省 九州地方整備局

延岡河川国道事務所 河川管理課

〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町 1 丁目 2889 番地

電話 0982-31-1167

受付期間：平成 30 年 8 月 23 日から平成 31 年 3 月 29 日まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日

受付時間：8 時 30 分から 17 時 15 分

4. 質問書の提出

質問書の提出期限は 平成 31 年 3 月 1 日(金) までとする。

上記期限内(必着) に質問書(様式ー 2) に記入のうえ、国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所 河川管理課まで FAX(0982-33-6907) 又は郵送にて送付すること。

回答は募集期間内にホームページにて回答する。

ただし、競争性確保の観点から、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

5. 提出にあたっての注意事項

- ① 手続きに使用する言語は日本語に限る。
- ② 応募に要する費用は応募者側の負担とする。

6. 選定方法の概要

(1) 選定者の決定方法

- 1) 応募書類をもとに、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積などから総合的に評価し、優れた者を選定する。
- 2) 選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒヤリング等を実施することがある。
- 3) なお、上記の審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により申請者を選定する。

7. 選定結果の通知

受付した日から2週間以内に文書により発送する。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書により郵送又は持参により提出すること。

提出先：国土交通省 九州地方整備局

延岡河川国道事務所 河川管理課

〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889番地

8. 河川法の許可手続き

決定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて【別紙ー1】延岡河川国道事務所管内河川区域内樹木採取公募箇所に示す延岡河川国道事務所の該当出張所に河川法第25条の規定に基づく樹木採取の申請を行い、許可を受けるものとする。

①申請書の提出

【河川法第25条申請】

- ・河川占用許可申請書
- ・事業の計画概要
- ・位置図
- ・平面図
- ・河川現況写真
- ・搬出経路を明示した図面

※申請書の提出部数は正1部、副1部の計2部とする。

②申請書の提出期限

決定通知を受けた日から2週間以内とする。

特段の理由なく、この期間内に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがある。

③申請書の提出先

【別紙－1】延岡河川国道事務所管内河川区域内樹木採取公募箇所を示す延岡河川国道事務所の該当出張所

・延岡出張所：公募箇所区画番号①～⑤

〒882-0034 宮崎県延岡市昭和町3丁目1930

T E L : 0982-21-2955 F A X : 0982-21-2300

9. 採取区域とそこに生育する樹種の情報

(1) 【別紙－1】延岡河川国道事務所管内河川区域内樹木採取公募箇所のとおり。

(2) 雑木・竹

10. 採取条件

現地状況により協議のうえ決定する。

※最大採取量の定めは行わないが、応募者多数の時は採取区画指定及び採取量の制限を行う場合がある。

11. 採取に当たって実施すべき安全対策等(清掃、交通整理等)の内容

(1) 道路を横断する場合は、交通整理員を配置すること。

(2) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施すること。

(3) 作業においては、関係法令等を遵守すること。

12. その他注意事項

自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い及び河川管理者の指示による中止の扱い

(1) 河川管理者が、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において採取の実施時期を把握する。その結果に基づいて、必要に応じて許可受け者に適切な指導を行う場合がある。

(2) 許可受け者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように指導する

場合がある。

- (3) 採取は許可を受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行わなければならない。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者から速やかに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合がある。なお、河川管理施設に対する損害については、法第 18 条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、法第 67 条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがある。さらに河川管理者から指示があった場合には、無償で採取を停止することとする。

13. 採取料徴収

採取料(占用料)について、河川法第 25 条の許可を受けた者が河川法第 32 条の規定により、宮崎県が徴収(河川の流水占用料等の徴収等に関する条例)することがある。
なお、今回の採取料については徴収されない。

14. 完了報告及び履行確認

許可受け者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこと。

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合がある。指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合がある。このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合がある。

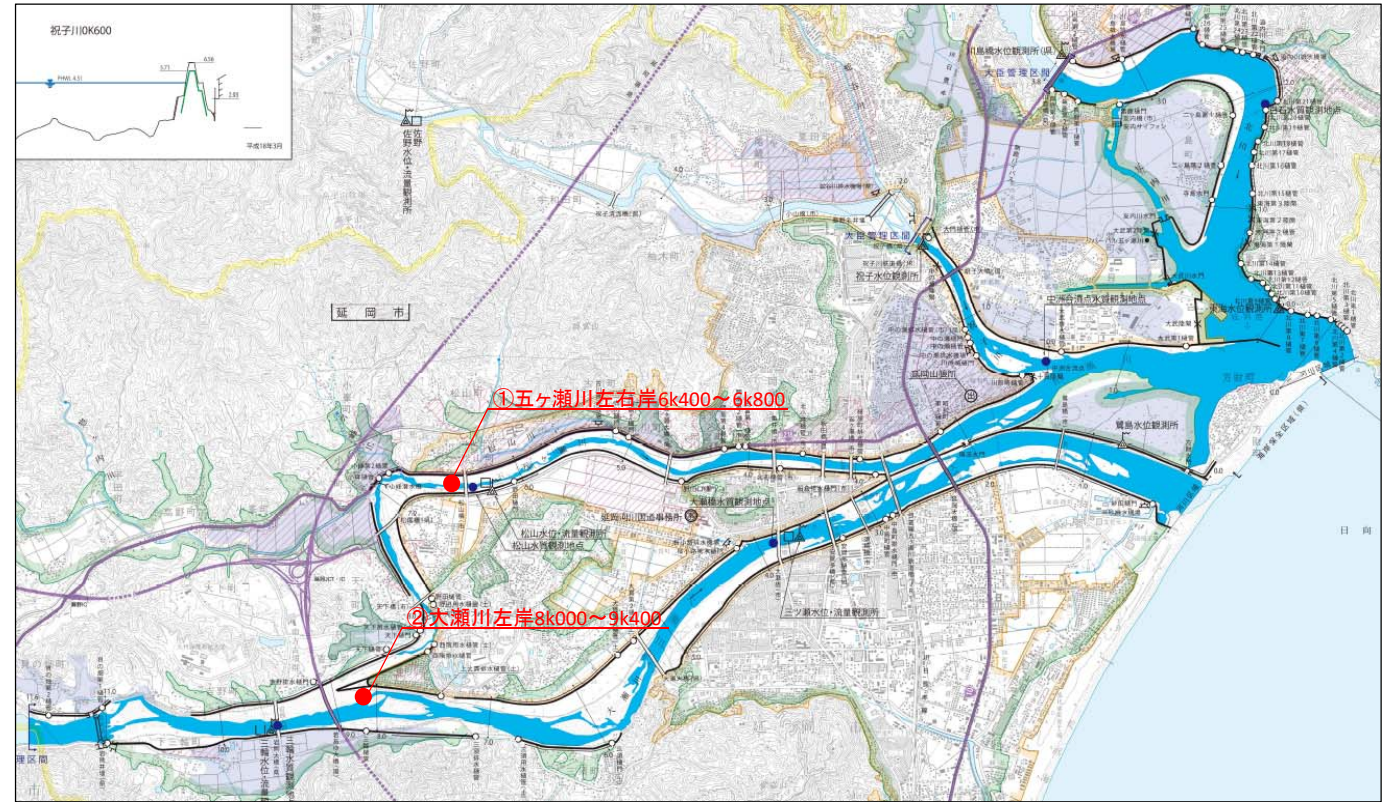
15. 決定通知の取消し

公募において示した参加資格のない者の申請又は資料に虚偽の記載をした者の申請は決定通知を取り消す場合がある。

延岡河川国道事務所管内
河川区域内樹木採取公募箇所

区画 番号	公 募 箇 所						公募種類		出張所名
	水系名	河川名	採取場所	距離標	左右岸	採取規模	雑木	竹	
①	五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	宮崎県延岡市松山町地先	6k400～6k800	左右岸	15,000m2	○	○	延岡出張所
②	五ヶ瀬川	大瀬川	宮崎県延岡市西階3丁目地先	8k000～9k400	左岸	39,500m2	○	○	延岡出張所

公募型樹木採取位置図
(五ヶ瀬川・大瀬川)



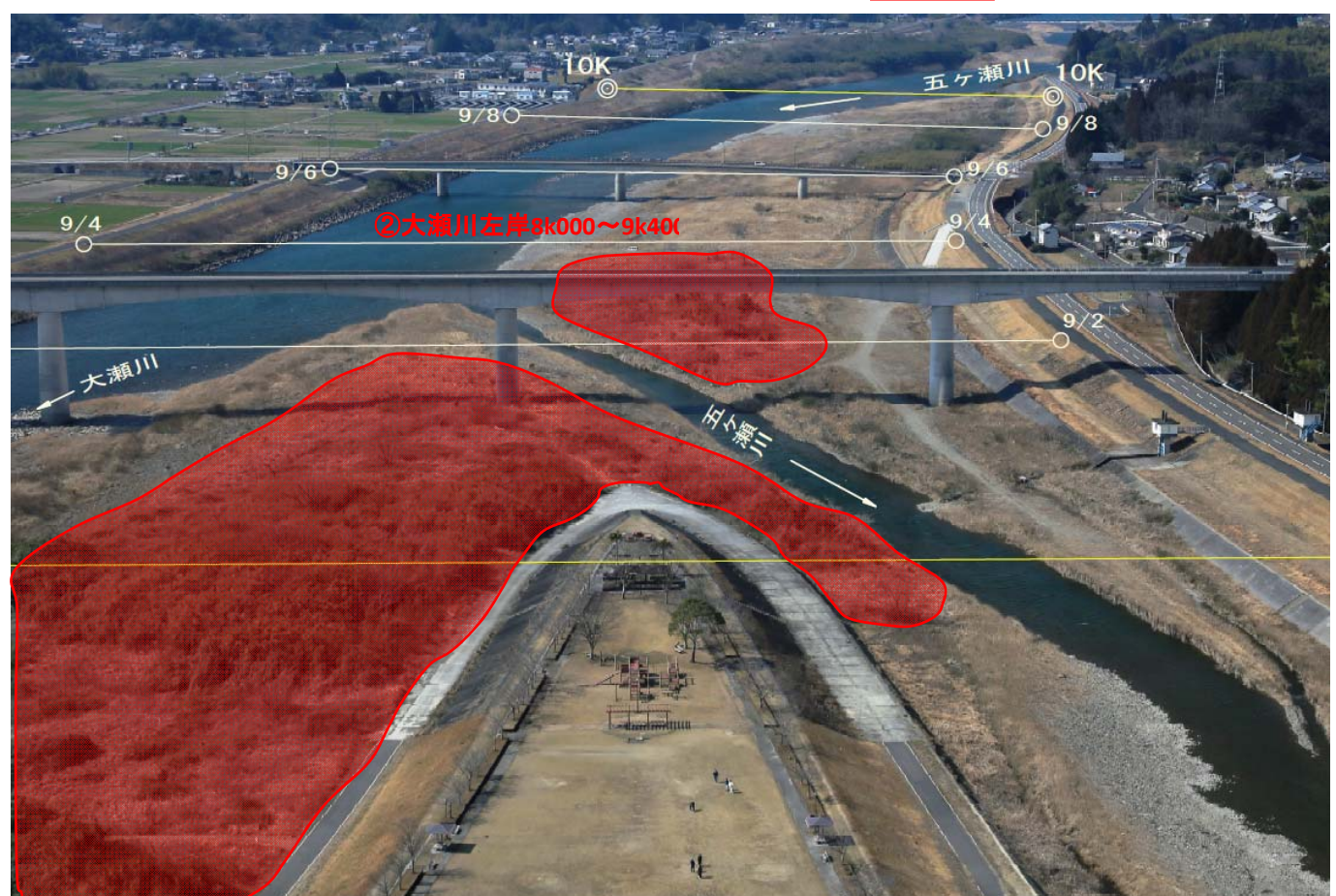
①延岡市松山町地先

 公募採取箇所



②延岡市西階3丁目地先(近景)

 公募採取箇所



②延岡市西階3丁目地先(遠景)

 公募採取箇所



(様式－１)

応 募 様 式

平成 年 月 日

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所長 殿

応募者

氏名

印

(会社名)

住所：〒

電話番号：

FAX 番号：

メールアドレス：

平成３０年８月２２日付けで公募された、河川区域内の樹木伐採について応募します。

記

１．河川の名称及び区画番号

区画番号（ ）：(河川名：) (面積 m²)

２．伐採木等の使用目的

()

３．採取を希望する河川産出物の種類

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

☐ 雑木

☐ 竹

４．採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

(伐採方法) ☐ チェンソーにより伐採を行う。

☐ ノコギリにより伐採を行う。

- ☐ その他の方法により伐採を行う。(伐採方法: _____)
- (小割方法) ☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
☐ 伐採した樹木は、倒木箇所では小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法 (_____)
- (運搬方法) ☐ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法: _____)
☐ 伐採材は、(_____ t)トラックにより日々搬出する。(積込方法: _____)
☐ その他の方法 (_____)
- (枝葉処理) ☐ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
☐ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
☐ その他の処理 (_____)

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

5. 採取希望期間

作業予定期間 : 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (のうち ____ 日間) を予定

6. 公募伐採の応募資格

以下の項目に該当しないことを確認のうえ、☐にチェック☒を記載。

※法人又は個人の場合は、③④⑤のみチェック☒を記載。

- ①☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- ②☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- ③☐ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ④☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- ⑤☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
- ⑥ 上記①～⑤における公募伐採の応募資格について、虚偽がない。(以下に直筆にて署名、押印)

代表者名（個人名）: _____ 印

以上

(様式－2)

平成 年 月 日

F A X : 0982-33-6907

国土交通省 九州地方整備局
延岡河川国道事務所 河川管理課 宛

延岡河川国道事務所管内河川区域内樹木等採取に関する質問書

平成30年8月22日付けで公募された延岡河川国道事務所管内河川区域
内樹木採取について、質問書を提出します。

氏名：

住所：〒

電話番号：

メールアドレス: